

事務連絡
平成 27 年 8 月 10 日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局
医療機器・再生医療等製品担当参事官室



厚生労働省医薬食品局安全対策課

カラーコンタクトレンズの適正使用啓発に関する取組みについて

カラーコンタクトレンズについては、これまで平成 24 年 7 月 18 日付け薬食発 0718 第 15 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」、平成 25 年 6 月 28 日付け薬食発 0628 第 17 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」、及び平成 26 年 10 月 1 日付け薬食発 1001 第 3 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」において適正使用のお願いをしてきたところですが、今般、一般国民への適正使用に関する情報提供の更なる充実を図るため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において、別添写しのとおり、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発活動に取り組むとの連絡がありましたので、情報提供いたします。

ついては、貴管内のカラーコンタクトレンズの製造販売業者及び販売業者に対し、周知方ご配慮願います。また、追って PMDA 安全第一部より送付されるパンフレットについて、貴管内で開催されるイベント等、一般の方に広く周知される機会に活用していただき、その他啓発資材についても適宜ご活用いただけますよう、よろしく願いいたします。